

## 流域治水プロジェクト取組事例

# 緊急自然災害防止事業債について

- 地方公共団体が単独で実施する「防災・減災、国土強靱化対策」を推進するため、地方債制度により、国土交通省と総務省が協調して支援を実施。
- 近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方公共団体が引き続き防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、緊急自然災害防止対策事業費について、対象事業及び事業費を大幅拡充した上で、事業期間を延長。
- 延長期間は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間を踏まえ、5年間とする。

## 緊急自然災害防止事業債

- 【事業期間】  
令和3年度～令和7年度
- 【地方財政措置】  
起債充当率100% 交付税措置率70%
- 【主な要件等】  
地方単独事業として実施される事業のうち以下のもの
  - 国庫補助の要件を満たさない河川改修等
    - ・総事業費10億円未満の一級、二級河川の改修
    - ・総事業費4億円未満の準用河川の改修
    - ・普通河川の改修
  - 流域治水プロジェクトに位置づけられた流域対策
    - ・雨水貯留浸透施設の整備、二線堤の築造
    - ・移動式排水施設の整備



## 対象事業の拡充

緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業で流域治水プロジェクト又は流域治水計画に位置づけられた事業については、国庫補助の要件を満たす事業も対象とされました。

### 【拡充内容】

- ①国庫補助事業要件（防災・安全交付金）を満たす以下の河川事業
  - ・500m<sup>3</sup>以上の貯留機能を有する雨水貯留浸透施設の整備
  - ・総事業費が4億円以上24億円以内の準用河川に係る河川改修
- ②雨水公共下水道、都市下水路、公共下水道※に係る下水道事業  
※管渠を除く雨水氾濫対策に限る

主な拡充内容		現行の対象事業	対象拡充部分
河川事業	【1級・2級河川】	10億円以上	10億円未満
		10億円未満	10億円未満
	【ダム】	4億円以上	4億円未満
		10億円以上	10億円未満
河川事業	1.5億円以上	1.5億円未満	
	1.5億円以上	1.5億円未満	
流域治水対策	【支流対策】	4億円以上	4億円未満
		4億円未満	4億円未満
	【外水氾濫対策】	3,000m <sup>3</sup> 以上	3,000m <sup>3</sup> 未満
		500m <sup>3</sup> 以上	500m <sup>3</sup> 未満
	【内水氾濫対策(下水道)】	口径300mm以上(町村の場合)	口径300mm未満(町村の場合)
		3億円以上	3億円未満
	【農業水利施設・林道】	農水水利施設(公共) 4,000万円以上	農水水利施設(非公共) 農:200万円以上 林:40万円以上
		農水水利施設(公共) 4,000万円以上	農水水利施設(非公共) 農:200万円未満 林:40万円未満
	【都市公園】	3,000万円以上	3,000万円未満
		3,000万円以上	3,000万円未満

※国庫補助要件

※公営企業会計 繰出金に充当

# 流出抑制対策（校庭貯留等）の事例紹介について

○降雨時の雨水を一時的に貯留または地下に浸透させるため、学校等において雨水貯留浸透施設の整備することにより、河川への負荷を減らし、浸水被害の防止に寄与することを目的として、流域と一体となった総合的な治水対策に取り組んでいます。

○県では主に県立高等学校に、関係する市では市立小中学校に施設の設置を行っています。

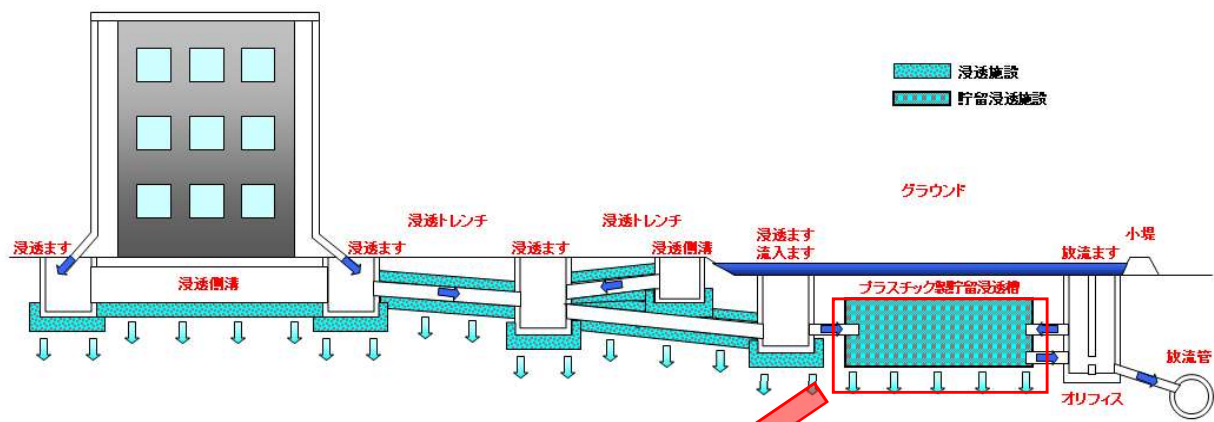
## 【校庭貯留の実施】



河川改修や調節池の整備に加え、雨水貯留浸透施設の設置等による水循環健全化への取組など、流域全体での治水対策を推進

## 【整備イメージ】

印旛沼流域水循環健全化計画（第3期行動計画より）



貯留浸透施設設置状況



完成状況